

## 入札公告等の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文及び入札説明書等をご覧ください。

<b>工事名</b>	八王子法務総合庁舎（20）電気設備改修工事	
<b>工事種別</b>	電気設備工事	
<b>工事場所(都県)</b>	東京都	
<b>工事場所(市区町村)</b>	八王子市明神町4-21-2	
<b>工事概要</b>	敷地面積 4,209m <sup>2</sup> 1. 建物 1) 庁舎 構 造：鉄骨鉄筋コンクリート造 地上7階 地下1階 塔屋1階 建築面積：約 2,000m <sup>2</sup> 延べ面積：約 11,500m <sup>2</sup> 用 途：庁舎 工事種目：電灯設備、動力設備、雷保護設備、受変電設備、電力貯蔵設備、発電設備、構内情報通信網設備、構内交換設備、情報表示設備、映像・音響設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、監視カメラ設備、駐車場管制設備、防犯・入退室設備、火災報知設備、中央監視制御設備、構内配電線路、構内通信線路	
<b>担当事務所</b>	甲武宮繕事務所	
<b>公告日／期限日／開札日</b>	R2.7.2 / R2.7.31 / R2.10.22	
<b>工 期</b>	契約締結の翌日から令和3年11月30日まで	
<b>入札契約方式／落札方式</b>	一般競争入札（標準型）／総合評価落札方式（技術提案評価型S型）（WTO）	
<b>競争参加資格要件の概要</b>	<b>等級(ランク)</b>	関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における電気設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けた者にあつては当該再認定の際に経営事項評価点数が、1,100点以上であること。）
	<b>企業の施工実績等</b>	平成17年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡し完了した、下記(ア)の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）。 なお、下記(ア)の同種工事は建築物における施工実績（建築一式工事における施工実績は含まない。）に限る。 (ア)受変電設備の設備容量500kVA以上（機器及び配管配線等の施工（試験・調整を含む。））の新設又は改設 ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の工事実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。 なお、当該実績が大臣官房官庁宮繕部所掌の工事、地方整備局所掌の工事（地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4.成績評定①の評

	<p>定点（評定点が修正された場合にあっては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。</p> <p>経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1社が上記（ア）の施工実績を有し、他の構成員は、下記（イ）の施工実績を有すること。</p> <p>なお、下記（イ）の同種工事は建築物における施工実績（建築一式工事における施工実績は含まない。）に限る。</p> <p>（イ）受変電設備の設備容量250kVA以上（機器及び配管配線等の施工（試験・調整を含む。））の新設又は改設</p> <p>また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。</p>
<p>配置予定技術者の資格、工事経験等</p>	<p>次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を本発注工事に専任で配置できること。なお、専任を要しない期間は契約締結の翌日から令和2年11月20日（金）までを予定する。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。</p> <p>1）1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおりである。</p> <p>①技術士に合格した者（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとする者に限る。））</p> <p>②建設業法第15条第2号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた者</p> <p>2）1人の者が、平成17年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡し完了した下記（イ）に掲げる工事の経験を有する者であること。</p> <p>ただし、上記期間に産前休業・産後休業・育児休業・介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を平成17年4月1日以前の期間に加えることができる。取得期間は年単位とし、1年未満の場合は切り上げた期間とする。</p> <p>また、上記期間に事業促進PPPに従事していた場合は、その従事期間と同等の期間を平成17年4月1日以前の期間に加えることができる。従事期間は年単位とし、1年未満の場合は切り捨てた期間とする。なお、事業促進PPPとは、測量・設計・用地等の委託業務や地元説明会、関係機関協議等の業務を効率的かつ短期間で実施するために、民間の技術力を活用する手法を言う。</p> <p>従事期間及び取得期間を評価の対象期間以前の期間に加える場合は、別記様式-1-1に記載すること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））</p> <p>なお、下記（イ）の同種工事は建築物における工事経験（建築一式工事における工事経験は含まない。）に限る。</p> <p>（イ）受変電設備の設備容量250kVA以上（機器及び配管配線等の施工（試験・調整を含む。））の新設又は改設</p> <p>ただし、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。</p> <p>なお、当該経験が大臣官房官庁営繕部所掌の工事、地方整備局所掌の工事（地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4.成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあっては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。</p> <p>経常建設共同企業体にあっては、1社の主任（監理）技術者が上記の工事経験を有して</p>

		<p>いればよい。</p> <p>また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事における経験のみ同種工事の経験として認める。</p> <p>3) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p> <p>4) 配置予定の主任（監理）技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。なお、恒常的な雇用関係とは入札の申込み（競争参加資格確認申請時）の日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。</p>
--	--	--